

東三河広域連合グループホーム入居者負担軽減事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東三河広域連合グループホーム入居者負担軽減事業（以下「この事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、東三河広域連合（以下「広域連合」という。）において、低所得の介護保険要介護（要支援）被保険者の指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（以下「事業所」という。）への入居を支援するため、家賃、食材料費及び光熱水費の利用者負担額の軽減を行う事業所に対して助成を行う。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、広域連合とする。

(利用者負担額の軽減対象者)

第4条 利用者負担額の軽減を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 広域連合構成市町村に住所を有し、広域連合構成市町村に所在する事業所を利用して
いる者（短期利用認知症対応型共同生活介護を利用している者を除く。）

(2) 市町村民税非課税世帯の者かつ配偶者（内縁関係の者を含む。以下同じ。）が市町村民
税非
課税である者

(3) 預貯金等の額が1,000万円以下（配偶者がいる場合は、両者の預貯金等の合計が2,000
万円以下）である者

(4) 生活保護を受給していない者

(利用者負担額の軽減申請)

第5条 利用者負担額の軽減を受けようとする者は、グループホーム利用者負担軽減申請書
（様式第1号）に必要な書類を添えて広域連合長に提出しなければならない。

(決定の通知)

第6条 広域連合長は、前条に規定する申請書を受理したときは、必要な調査及び審査を行
い、グループホーム利用者負担軽減対象決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」とい
う。）により、申請者にその適否を通知する。

2 軽減の認定期間は、申請のあった月の初日からその日の属する年の7月31日までとす
る。ただし、申請のあった日の属する月が8月から12月までの間である場合は、申請のあ
った年の翌年7月31日までとする。

(決定通知書の提示)

第7条 決定通知書の交付を受けた者（以下「適用者」という。）は、事業所に対し決定通知
書を提示しなければならない。

2 事業所は、決定通知書の認定期間内において利用者負担額の軽減を行うことができる。

(適用者の変更・中止)

第8条 適用者は、利用者負担額軽減の申請内容に変更があったとき、又は第4条に該当し
なくなったときは、グループホーム利用者負担軽減（変更・中止）届（様式第3号）を広域
連合長に提出しなければならない。

(助成額)

第9条 適用者1人あたりの助成額は、事業所利用実績に応じ、日額500円とする。

(助成対象事業所)

第10条 助成の対象となる事業所は、広域連合構成市町村に所在し、適用者に対し1人につ
き1日500円以上の利用者負担軽減を行う事業所とする。

(登録事業所)

第11条 この事業の登録事業所として登録を希望する事業所は、あらかじめグループホーム
入居者負担軽減事業所（新規・変更）登録申請書（様式第4号）に債権者登録申請書を添え
て広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項に規定する申請書を受領しこの事業の登録事業所として認めたときは、グループホーム入居者負担軽減事業所登録通知書(様式第5号)により事業所に通知する。

3 広域連合長は、登録事業所がその要件を満たさなくなったときには、登録を取り消すことができる。

(助成金の申請)

第12条 助成を受けようとする登録事業所は、グループホーム入居者負担軽減事業助成金申請書兼請求書(様式第6号。以下「申請書兼請求書」という。)にグループホーム入居者負担軽減事業実施確認書(様式第7号)を添えて広域連合長に提出しなければならない。

(助成金の決定)

第13条 広域連合長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、助成を行うことが適当と認めたときは、グループホーム入居者負担軽減事業助成金決定通知書(様式第8号)により登録事業所に通知するものとする。

(助成金の交付)

第14条 広域連合長は、前条の規定により助成金の交付を決定した後に、申請書兼請求書による申請者の請求に基づいて、助成金を交付するものとする。

(帳簿書類の提示等)

第15条 広域連合長は、助成金の交付に関して必要があると認めるときは、第12条の申請を行った登録事業所に対して、その行った軽減に関し、軽減の記録、帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、当該登録事業所その他事業に関係のある場所に立ち入り、帳簿書類を検査することができる。

2 前項の規定による検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(助成決定の取消し又は返還)

第16条 広域連合長は、登録事業所が次の各号のいずれかに該当したときは、助成決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させるものとする。(1) 助成金の申請内容に誤りがあったとき。

(2) 不正な手段により助成を受けたとき。

(3) その他広域連合長が取消し又は返還が妥当と認めたとき。

(届出事項)

第17条 登録事業所は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに様式第4号又はその他の文書により、その旨を広域連合長に届け出なければならない。

(1) 住所及び法人の名称又は代表者氏名を変更したとき。

(2) その他届出が必要と認められるとき。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、この要綱において必要な準備行為は、要綱の施行日以前においても行うことができるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、改正前の東三河広域連合グループホーム入居者負担軽減事業実施要綱の規定により作成されている様式第1号、様式第3号、様式第4号、様式第6号、様式

第7号及び様式第9号は、改正後の東三河広域連合グループホーム入居者負担軽減事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、この要綱において必要な準備行為は、要綱の施行日以前においても行うことができるものとする。